おかしんインターネット支店取引規定

改正後	改正前
第　1　条　（取引の範囲） 1．お客さまは、本規定に基づき、次の各号にあげる当金庫所定の取引をご利用いただけます。 (5) 消費者ローン (6) その他当金庫所定の取引	**第　1　条　（取引の範囲）** 1．お客さまは、本規定に基づき、次の各号にあげる取引をご利用いただけます。 (5) その他当金庫所定の取引
第　2　条 9．消費者ローンの取引ができるお客さまは、次の条件をすべて満たす方とさせていただきます。 (1) 当金庫の営業地区内に居住または営業地区内の事業所に勤務している方（営業地区内とは、愛知県全域および静岡県湖西市）。 (2) 当金庫本支店にお借入れがない方（総合口座の貸越は除きます）。 (3) 申込時の年齢が満２０歳以上で各種ローンが定める申込年齢の範囲内である方。 (4) 各ローンの審査で承諾が得られる方。 (5) その他、各ローンの取扱い方法、各種手数料や保証料のご負担を了承いただける方。	※新設
第 15 条　（消費者ローンの取扱い） 1．消費者ローンとは、当金庫で取扱う無担保扱いの証書貸付とします。 2．当支店で取扱う消費者ローンは当金庫が定める所定の消費者ローンとし、すべてインターネット（パソコンまたはスマートフォン）から申込受付するＷＥＢ完結ローンとします。 3．消費者ローンを受付できるお客さまは当金庫が定める所定の本人確認ができる方に限られます。 4．当支店で消費者ローンを取扱いしたお客さまは、いかなる理由があっても当支店および当金庫本支店との複数の店舗で融資取引を取扱うことはできません。 5．申込みにあたっては当金庫所定の基準に照らして審査を行い、審査により申込みをお断りする場合があります。この場合、当金庫所定の方法によりその旨を通知します。なお、これによって生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。 6．消費者ローンの取扱いにおいては、別途定めるローン規定および保証委託約款等、所定の規定が適用されます。 7．ご利用金額の合計が７００万円を超えるときは出資加入が必要となります。	※新設
第 27 条　（解約） 2． (3) この預金がマネー・ローンダリングやテロ資金供与等の法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。 5．解約時にお客さまへの返還金等がある場合は、お客さまが指定するお客さま名義の金融機関の口座へ振込むものとします。なお、お客様が指定する金融機関が当金庫以外の場合は、当金庫所定の振込手数料を差し引いたうえで振込むものとします。また、お客さまに対する貸出金、貸越元利金、未収利息、未収手数料等がある場合は、それらをお支払いいただいた後に手続きをいたします。	**第 26 条　（解約）** 2． (3) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。 5．解約時にお客さまへの返還金等がある場合は、お客さまが指定するお客さま名義の金融機関の口座へ振込むものとします。また、お客さまに対する貸越元利金、未収利息がある場合は、それらをお支払いいただいた後に手続きをいたします。
第 30 条　（規定等の適用）	**第 29 条　（規定の準用）**
第 31 条　（規定の変更） 1．当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。変更内容は、当金庫ホームページでの表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。 2．なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。 以　上	**第 30 条　（規定の変更）** 1．当金庫は、本規定の内容をお客さまに事前に通知することなく任意に変更できるものとします。その場合、当金庫ホームページへの掲示により変更後の規定を告知することとします。規定の変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うものとします。 2．当金庫の任意の変更によって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。 以　上